

建築士事務所開設者の皆様へ

建築士事務所業務報告書の提出について

島根県土木部建築住宅課

平成 19 年に建築士法が一部改正されたことに伴い、下記のとおり建築士事務所の業務報告書の提出が義務付けられています。

1. 提出書類

建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書（第六号の二書式）

※ 報告書の様式については、島根県のホームページからダウンロードできます。

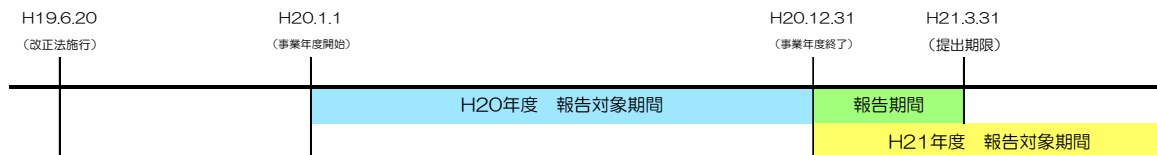
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/kenchikushi/>

2. 提出期間及び提出期限

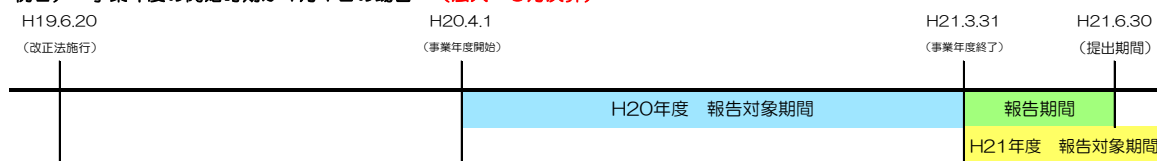
平成 19 年 6 月 20 日以降に始まる**事業年度が終了後、3 ヶ月以内**に提出してください。

報告の事例

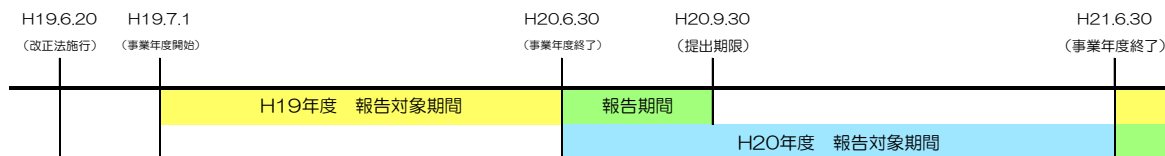
例 1) 個人事業者の場合 (12月決算)



例 2) 事業年度の開始時期が4月1日の場合 (法人・3月決算)



例 3) 事業年度の開始時期が7月1日の場合 (法人・6月決算) ※H19年度分の提出が必要です。



(注意事項)

- 建築士事務所の登録有効期間とは異なりますので、ご注意ください。
- 事業年度については、各建築士事務所で異なります。

法人登録の建築士事務所：定款で定めている決算期間

個人登録の建築士事務所：1月1日～12月31日

3. 提出部数

正本・副本 1 部ずつ（控えが不要な場合は正本 1 部のみ）

副本については、提出窓口において受付印を押印後、返却します。

4. 提出場所

建築士事務所の所在地を管轄する隠岐支庁県土整備局又は県土整備事務所の建築部

（参考）

建築士法第 23 条の 6 設計等の業務に関する報告書

建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後 3 月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
- 三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所における物に限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

建築士法第 20 条の 3 設計等の業務に関する報告書

法第 23 条の 6 第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該建築士事務所に属する建築士の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、その者の登録番号及びその者が受けた法第 22 条の 2 第一号から第三号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日並びにその者が管理建築士である場合にあつては、その旨
 - 二 当該建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨、その者の構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号並びにその者が受けた法第 22 条の 2 第四号及び第五号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
 - 三 当該事業年度において法第 24 条第 3 項の規定により意見が述べられたときは、当該意見の概要
- 2 法第 23 条の 6 に規定する設計等の業務に関する報告書は、第六号の二書式によるものとする。

（問い合わせ先）

島根県土木部建築住宅課 建築指導スタッフ 建築士法担当

TEL (0852) 22-5219 FAX (0852) 22-5218